

# 酒類等製造免許の新規取得者名等一覧(愛媛県)(令和4年9月分)

令和4年10月31日

高松国税局

当局管内の愛媛県における、令和4年9月1日から令和4年9月30日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製造場所在地	免許等区分	品目	処理区分
松山	令和4年9月13日	令和4年1月26日	法人番号4010401130085 株式会社KIRI HOJO BREWING&STAYS	松山市下難波甲32番地70 1階	酒類	発泡酒	新規
今治			該当なし				
宇和島			該当なし				
八幡浜			該当なし				
新居浜			該当なし				
伊予西条			該当なし				
大洲			該当なし				
伊予三島			該当なし				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。